

# 住 民 監 査 請 求

(手続きの概要版)

御殿場市監査委員事務局  
(令和7年3月1日 改訂)

## 内 容

1	「住民監査請求」とは、どういうことですか？	1 ページ
2	どのような場合に、監査請求ができるのですか？	1
3	だれが、どのようにして監査請求をするのですか？	2
4	御殿場市職員措置請求書の様式について	3
5	住民監査請求の流れについて	4
6	陳述の機会について	5
7	監査結果等に不服がある場合	5
8	関係様式等	
	・御殿場市職員措置請求書 提出時チェックリスト	6
	・代表者選任届	7
	・個人情報の取り扱いに関する意向確認書	8
9	関係法令	
	・地方自治法(抜粋) 住民監査請求	9
	・地方自治法施行令(抜粋) 住民による監査請求	11

### 【お問い合わせ】

御殿場市監査委員事務局 (御殿場市役所本庁舎 5 階)

住 所 〒412-8601 御殿場市萩原 483 番地

電 話 番 号 0550-82-4522

メ ー ル kansa@city.gotemba.lg.jp

## 1 「住民監査請求」とは、どういうことですか？

住民監査請求とは、御殿場市の住民(当市に住民票を有する方もしくは市内に所在地を有する法人や団体)が、市長や市の執行機関(各種の委員会や委員)又は市の職員による公金の支出、市の財産の取得や管理、契約の締結などの財務会計上の行為が、違法又は不当であると認めるときなどに、市の監査委員にそのことを証明する書面を添えて必要な措置を講ずるよう請求することができる制度です。

この制度は地方自治法第242条に定められており、請求により、違法又は不当な行為を防止したり、是正させたり、もしくは怠る事実を是正させたり、また、市の被った損害を補てんさせることによって、市民全体の利益を確保することを目的としています。

## 2 どのような場合に、監査請求ができるのですか？

市長や市の職員等に、以下に掲げる違法又は不当な財務会計上の行為や、怠る事実があり、市の財政に損害を与える場合です。

### (1) 違法又は不当な

- ・公金(御殿場市の管理に属する現金など)の支出
- ・財産(土地、建物、物品など)の取得、管理、処分
- ・契約(購入、工事請負など)の締結、履行
- ・債務その他の義務の負担(借入れなど)

※上記行為が行われることが相当な確実さをもって予測される場合も監査請求を行うことができます。

※上記行為のあった日又は終わった日から1年を経過している場合には、正当な理由がない限り監査請求を行うことはできません。

#### ◎「正当な理由」とは

- 当該行為が秘密裏になされたことにより、客観的に見て、住民が知ることが困難な状況にあった場合
- 天災地変による交通機関の途絶など客観的、物理的に請求の提起が不可能であった場合 等です。

### (2) 違法又は不当に

- ・公金の賦課、徴収を怠る事実
- ・財産の管理を怠る事実

### 3 だれが、どのようにして監査請求をするのですか？

#### だれが

御殿場市内に住所を有する人が行うことができます。

- 個人又は法人等、いずれも複数可
- 請求人が御殿場市の住民であることを確認するため、住民票の写し(法人の場合は登記事項証明書)を公用で取得します。取得した住民票の写し(又は登記事項証明書)は、当該住民監査請求に係る事務以外には使用しません。
- 法人等の場合は、主たる事務所の所在地又は本店の所在地が御殿場市内であることが要件となります。

#### どのようにして

P3を参考に「御殿場市職員措置請求書」を作成し、違法又は不当とする行為や、怠る事実を証明する事実証明書(公文書開示請求を受けた文書の写し、新聞記事の写し等)を添付して、監査委員事務局まで直接持参するか、郵送にて提出してください。(FAX、電子メールは不可)

- 提出にあたっては、P6「提出時チェックリスト」により、確認をお願いします。
- 書類の補正を求める場合や、手続きについての日程調整等のため、平日の日中に連絡の取れる電話番号を記載してください。
- 団体に請求する場合は、連絡担当者の氏名及び電話番号を記載してください。
- 複数の個人(団体)が連名で請求する場合は、代表者を選出し、P7「代表者選任届」を提出してください。
- 監査事務を円滑に進めるため、P8「個人情報の取り扱いに関する意向確認書」の提出をお願いします。
- 郵送で提出する場合、請求書が監査委員事務局に到着した日を提出日として取り扱います。

#### 【郵送先又は提出先】

〒412-8601 御殿場市萩原 483 番地 御殿場市監査委員事務局(宛)

電 話 0550-82-4522

場 所 御殿場市役所本庁舎 5階

## 4 御殿場市職員措置請求書の様式について

措置請求書の様式は、地方自治法施行規則第13条に規定されています。  
作成にあたっては、関係法令等とともに以下の様式を参考にしてください。

### 御殿場市職員措置請求書

御殿場市長(〇〇委員会もしくは委員又は職員)に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨 ※(1)～(5)は必ず記載してください。

(1) 請求の対象職員

(だれ(請求の対象となる職員)が財務会計上の行為等を行っているか記載してください)

(2) 請求の対象行為等

(いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか記載してください)

(3) 当該行為等の違法性・不当性

(その行為等はどのような理由で、違法又は不当であるのか記載してください)

(4) 市の損害

(その行為等により、市がどのような損害を被っているか記載してください)

(5) 講ずるべき措置

(どのような措置を請求するのか記載してください)

(6) 正当な理由  
(財務会計上の行為から1年経過後に請求する場合は、その正当な理由を記載してください)

2 請求者

住 所

氏 名 (自署)

連 絡 先

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

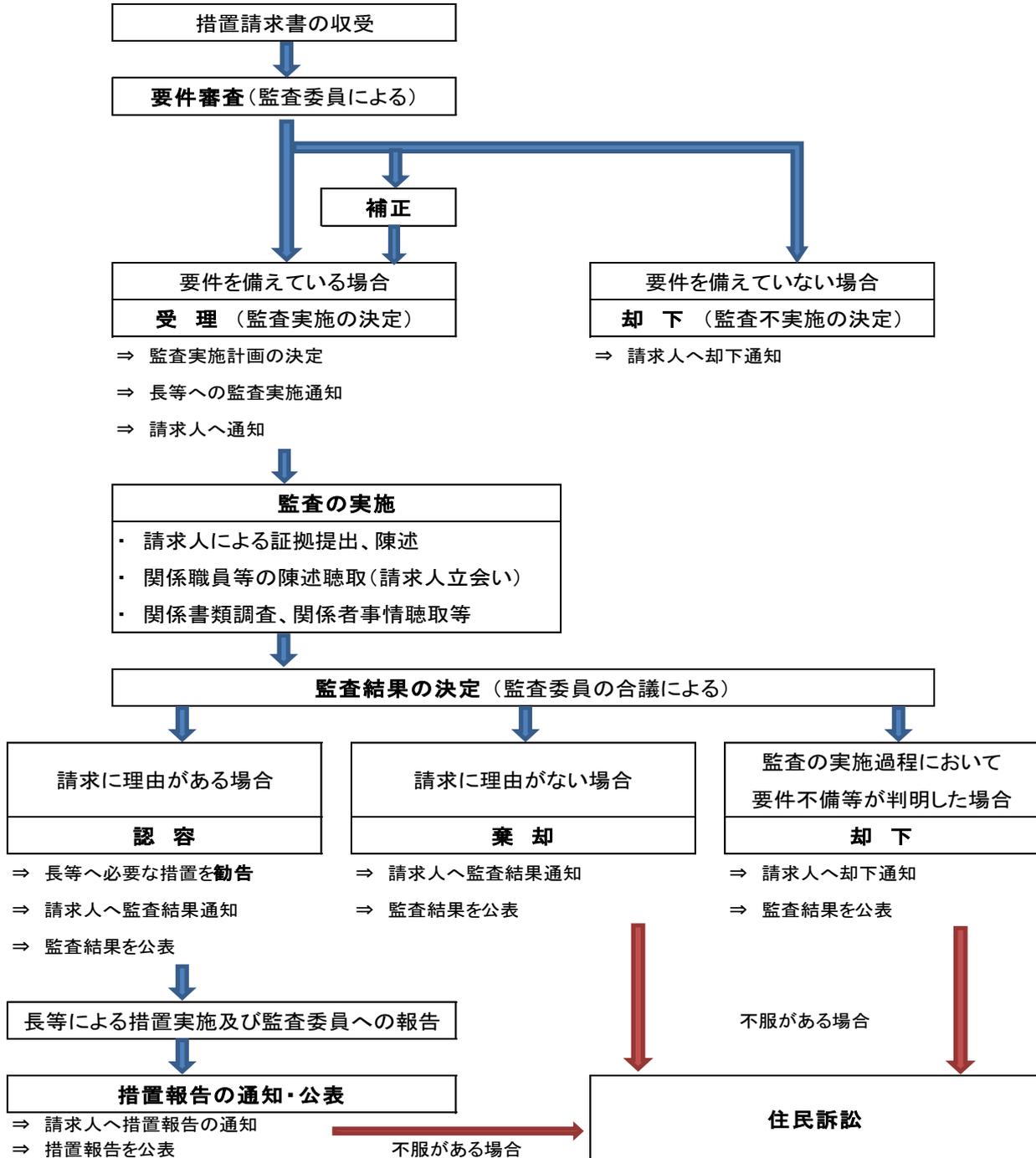
御殿場市監査委員あて

※措置請求書は、必要に応じ補正を求める場合があります。

※縦書きでも差し支えありません

## 5 住民監査請求の流れについて

措置請求書が提出された場合の監査等の流れは、以下のとおりです。



※監査委員は、請求書の提出を受けてから60日以内に監査結果を決定し、勧告・通知・公表を行います。

## 6 陳述の機会について

地方自治法第242条第7項の規定により、請求人には請求の要旨を補完するための陳述及び新たな証拠提出のための機会が与えられます。

○これは、請求人の主張を監査委員が聴取するために設ける場です。監査委員は請求人の主張及び提出された証拠について質問を行いますが、意見や監査結果をその場では述べません。

○陳述の場では、監査委員及び監査委員事務局の指示に従ってください。

## 7 監査結果等に不服がある場合

監査委員監査の結果で決定又は勧告に不服がある場合は、請求人に限り住民訴訟を提起することができます。ただし、対象は、違法な行為又は怠る事実についてのみであり、不当行為は除かれます。

また、公金の支出、義務の負担又は財産上の損失を伴わない行為は、住民訴訟の対象とはなりません。

住民訴訟を提起する場合の出訴期間は、以下のとおり定められています。

- (1) 監査結果や勧告の内容に不服がある場合  
⇒監査結果又は勧告内容の通知があった日から30日以内
- (2) 監査委員の勧告を受けた市長等の措置に不服がある場合  
⇒通知があった日から30日以内
- (3) 監査委員が監査請求日から60日を経過しても監査又は勧告を行わない場合  
⇒60日を経過した日から30日以内
- (4) 監査委員の勧告を受けた市長等が必要な措置を講じない場合  
⇒勧告に示された期間を経過した日から30日以内

## 8 関係様式等

### 御殿場市職員措置請求書 提出時チェックリスト

項目	確認事項	チェック☑
表題	表題に「御殿場市職員措置請求書」と記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
件名	件名は記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
請求の要旨	請求の対象となる職員などは記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
	請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実について記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
	請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当である理由について具体的に記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
	請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実の結果として発生する又はそのおそれのある損害について記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
	請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実に対し、どのような措置を請求するか記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
期間制限	請求の対象となる財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過していませんか。	<input type="checkbox"/>
	1年を経過している場合、「正当な理由」は記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
請求者	住所及び氏名(自署)は記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
	住所は御殿場市内ですか。	<input type="checkbox"/>
	連絡先は記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
添付書類	違法又は不当の事実を証する書面は添付されていますか。	<input type="checkbox"/>
その他	「地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。」など、請求の根拠条項は記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
	請求年月日は記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
	「御殿場市監査委員あて」とあて先は記載されていますか。	<input type="checkbox"/>

令和 年 月 日

御殿場市監査委員 あて

## 代表者選任届

令和 年 月 日に提出した御殿場市職員措置請求書に係る一切の手続きや、通知の受け取り等は、下記の者が代表して行いますので届け出ます。

記

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ (自署)

代表者連絡先 \_\_\_\_\_

以上

届け出請求人一覧(自署)

※欄が足りない場合は別紙可としますが、必ず自署としてください。

1. (氏名) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_
2. (氏名) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_
3. (氏名) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_
4. (氏名) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_
5. (氏名) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_
6. (氏名) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_
7. (氏名) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_
8. (氏名) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_
9. (氏名) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_
10. (氏名) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

御殿場市監査委員 へ

(代表) 請求人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (自署)

### 個人情報の取り扱いに関する意向確認書

令和 年 月 日に提出した御殿場市職員措置請求にかかる、私の個人情報(住所及び氏名)の取り扱いについては、下記のとおり意向を申し出ます。

#### 記

以下の項目について、いずれかに丸を付したものを、私の意思表示とします。

○市長及び議長への通知

【 公表してもよい ・ 公表しない 】

○告示（監査結果を市役所の掲示板に掲示）

【 公表してもよい ・ 公表しない 】

○記者への情報提供

【 公表してもよい ・ 公表しない 】

○市ホームページ（ホームページへの監査結果の公表）

【 公表してもよい ・ 公表しない 】

以上

## 9 関係法令

### 地方自治法(抜粋)

(住民監査請求)

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 第一項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手續が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人(以下この条において「請求人」という。)に通知するとともに、これを公表しなければならない。

- 5 第一項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- 6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内に行わなければならない。
- 7 監査委員は、第五項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。
- 8 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。
- 9 第五項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 10 普通地方公共団体の議会は、第一項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かななければならない。
- 11 第四項の規定による勧告、第五項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

## 地方自治法施行令(抜粋)

(住民による監査請求)

第172条 地方自治法第242条第1項の規定による必要な措置の請求は、その要旨を記載した文書をもってこれをしなければならない。

2 前項の規定による請求は、総務省令で定める様式によりこれを調製しなければならない。